



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 1 3 3 号 令和元年 1 2 月 3 日発行

目 次

は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
1 8	災害救助法施行細則の一部を改正する規則	とくしまゼロ作戦課
1 9	旅館業法施行細則の一部を改正する規則	消費者くらし安全局 安全衛生課
2 0	徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則 の一部を改正する規則	同
2 1	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	人事課 行政改革室
2 2	徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改 正する規則	環境首都課
2 3	徳島県自然環境保全条例施行規則の一部を 改正する規則	同

【公布された条例等のあらまし】

災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第十八号）

一 避難所の設置のために支出する費用等の限度額の引上げを行うこととした。

二 災害のため住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けた者に対し、住宅の応急修理を行うこととし、その修理のために支出する費用の限度額を定めることとした。

三 その他所要の改正を行うこととした。

四 この規則は、公布の日から施行し、令和元年十月一日（一部については、同年八月二十八日）から適用することとした。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則（規則第十九号）

一 旅館業法等の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。

二 その他所要の改正を行うこととした。

三 この規則は、令和元年十二月十四日から施行することとした。

徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十号）

一 徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。

二 この規則は、令和元年十二月十四日から施行することとした。

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第二十一号）

一 旅券法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令の一部の施行に伴う所要の整備を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、一については、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十二号）

一 生態系維持回復事業の認定等について、所要の整備を行うこととした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和元年十二月十四日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

徳島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十三号）

一 生態系維持回復事業の認定等について、所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和元年十二月十四日から施行することとした。

徳島県規則第十八号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(三)中「三百二十円」を「三百三十円」に改め、同1の(四)中「生活」を「避難生活」に改め、同1の(五)中「生活」を「避難生活」に、「に避難している」を「で避難生活をしている」に改め、同一の2中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同2の(一)の中「五百六十一万円」を「五百七十一万四千円」に改め、同表の二の1の(三)中「千百四十円」を「千百六十円」

に改め、同表の三の3の(二)中

一八、五〇〇円	一三、八〇〇円	三五、一〇〇円	四
三〇、六〇〇円	三九、七〇〇円	五五、二〇〇円	六

二、〇〇〇円	五三、二〇〇円	七、八〇〇円	一八、八〇〇円	二四、二〇〇円
四、五〇〇円	八一、二〇〇円	一一、二〇〇円	三一、二〇〇円	四〇、四〇〇円

〇円	三五、八〇〇円	四二、八〇〇円	五四、二〇〇円	七、九〇〇円
〇円	五六、二〇〇円	六五、七〇〇円	八二、七〇〇円	一一、四〇〇円

同3の(二)中

六、〇〇〇円	八、一〇〇円	一一、二〇〇円	一四、八〇〇円	一
九、八〇〇円	一二、八〇〇円	一八、一〇〇円	二二、五〇〇円	二

八、七〇〇円	二、六〇〇円	六、一〇〇円	八、三〇〇円	一一、四〇〇円
七、一〇〇円	三、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一八、四〇〇円

〇円	一五、一〇〇円	一九、〇〇〇円	二、六〇〇円
----	---------	---------	--------

に改め、同表の六の1中「

半壊し、又は半焼した者であつて」を「半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け」に、「もの又は」を「者又は」に、「ものに」を「程度に住家が半壊した者に」に改め、同六の2中「五十八万四千円」を「次に掲げる額」に改め、同2に次のように加える。

- (一) (二)に掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千円
 - (二) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円
- 別表第一の八の3の(二)の 中「四千四百円」を「四千五百円」に改め、同(二)の 中「四千七百円」を「四千八百円」に改め、同(二)の 中「五千百円」を「五千二百円」に改め、同表の九の3の(一)中「二十一万三千百円」を「二十一万五千二百円」に改め、同3の(二)中「十六万八千九百円」を「十七万二千円」に改め、同表の十一の4の(一)中「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同4の(二)中「五千三百円」を「五千四百円」に改め、同表の十二の2中「十三万五千四百円」を「十三万七千九百円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の六の規定は令和元年八月二十八日から、同表の規定（同表の六の規定を除く。）は、同年十月一日から適用する。

徳島県規則第十九号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和五十七年徳島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

徳島県収入証紙貼付欄

様式第一号中

「	住所	住所	「	住所
」	氏名	氏名	印」	フリガナ
	申請者	申請者		氏名

印」 印」 「成年被後見人又は被保佐人」 又「精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」 又「1から5の」 又「1から5までの」 印」 又印」。

徳島県収入証紙貼付欄

様式第一号中

「	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	「	主たる事務所の所在地
」	申請者	申請者	印」	申請者
	代表者の氏名	代表者の氏名		代表者の氏名

たる事務所の所在地

印」 「成年被後見人又は被保佐人」 又「精神

表者の氏名

の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」 印」 「1から5の」 又「1から5までの」 印」。

徳島県収入証紙貼付欄

徳島県規則第二十号

徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則（平成二十五年徳島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第二号を次のように改める。

二 視力若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書

第十二条の次に次の一条を加える。

（心身の故障により食用のふぐの処理を適正に行うことができない者）

第十二条の二 条例第九条第三号の規則で定める者は、精神の機能の障害により食用のふぐの処理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

様式第一号備考4中「成年被後見人でないことを証する書類」を「視力若しくは精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

徳島県規則第二十一号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項中第八十一号を第八十二号とし、第五十七号から第八十号までを一号ずつ繰り下げ、第五十六号の次に次の一号を加える。

五十七 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号）附則第二条第六項の規定による届出の受理

別表第三個別事項の項第八号の2中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改め、同項第五十四号の3中「徳島県東部県税局長の項第一号」を「徳島県東部県税局長の項第一号の1」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三個別事項の項第八号の2の改正規定は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に關する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

徳島県規則第二十二号

徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年徳島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第十号」を「第十一号」に、「第十一号」を「第十二号」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 第二条第三号に掲げる宿舍に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による徳島県立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第八条第一項第二号及び第二項第一号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第十七条の十三を第十七条の十四とし、第十七条の九から第十七条の十二までを一条ずつ繰り下げ、第十七条の八の次に次の一条を加える。

（条例第二十四条第三項第二号の規則で定める者）

第十七条の九 条例第二十四条第三項第二号の規則で定める者は、精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第十九条の三第一項中「第十七条の十三第二項」を「第十七条の十四第二項」に改める。

第十九条の五第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第十九条の六第三項に次の一号を加える。

三 国、県及び市町村以外の者が、条例第三十六条第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第四条第三項並びに第八条第一項第二号及び第二項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

徳島県規則第二十三号

徳島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県自然環境保全条例施行規則（昭和五十二年徳島県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の三第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実にを行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第二十六条の四第三項に次の一号を加える。

三 国、県及び市町村以外の者が、条例第三十二条の三第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。